

はじめに

学校教育において「いじめ問題」は今、喫緊の課題となっている。インターネット、スマートフォンの普及により学校はもとより、地域・家庭とも一体となってこの課題に取り組んでいく必要がある。

本校でも生徒が楽しく、心豊かに毎日の生活が送れるよう「いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ問題」に対する基本姿勢は、

○神戸市いじめ指導三原則

「するを許さず、されるを責めず、第三者なし」を軸とした指導をおこなう

○いじめの未然防止と早期発見に努める

○生徒、教職員の人権感覚を磨く

○いじめ問題について保護者・地域、また関係機関とも連携を深める

以上の内容に重点をおいて取り組みを進める。

1. いじめに関する基本的な考え方

※いじめの定義(文部科学省)

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※神戸市のいじめの指導三原則

●するを許さず

いじめはその人の将来にわたってまで内面を深く傷つけ、健全な成長に影響を及ぼす重大な人権問題である。そのような卑劣な行為は人間として絶対に許されるものではない。

●されるを責めず

いじめられる子供にもそれなりの理由や原因があるという考え方は徹底して一掃しなければならない。いじめはだれよりいじめる子供に非があるのであり、いじめられる子供の責めに帰すことは断じてあってはならない。

●第三者なし

いじめをはやしたてたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。いじめに関する正しい認識を子供たちにもたせ、いじめを見たら見捨てておけないという正義感と思いやりある子供たちを育てなければならない。

以上の定義を基に学校（教職員）は、以下の認識を持ち、いじめの「未然防止」「早期発見」に努める必要がある。

- ・いじめは人権侵害であり、人として許される行為ではない。
- ・いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめはその様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめは学校、家庭、地域などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2、校内体制について

(1) いじめ問題対策委員会

校長、教頭、学年総務、生徒指導係、養護教員、スクールカウンセラーを構成員とし、毎週1回校内の生徒の情報交換を行い、問題に対しては対策を検討している。校長、教頭、学年総務、生徒指導係、教務担当は毎朝、情報交換と打ち合わせを行っている。

(2) いじめ問題対策委員会の役割

本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや相談内容の把握をおこない、いじめの相談があった場合には当該担任等に加え、事実関係の把握、関係生徒への指導、保護者への対応、関係機関との連携等について協議する。なお、いじめに関する情報については生徒の個人情報の取り扱いを十分に注意しながら本校職員が共有するものとする。

3、いじめの未然防止

※いじめのない学級・学校づくり（未然防止）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①子どもや学級の様子 of 把握。(教職員の気づき、実態把握)②互いに認め合い、支えあい、助け合う仲間づくり。
(自尊感情を高める活動、自信を持たせる指導、教職員同士の温かい協力体制)③命や人権を尊重し、豊かな心を育てる。(人権・道徳、体験教育、花いっぱい運動)④保護者や地域への働きかけ。
(授業参観、オープンスクール、保護者会、学級・学年だより、学校ホームページ) |
|---|

- ・いじめに関しては、初期の段階で事実の確認・把握を丁寧におこなうこと。小さな段階から保護者も含めて納得ができるように指導すること。また、早期発見に努め、小さなサインに対しての心のケアを行う。

●各項目の具体策

- ①担任・学年教師は生徒の『生活ノート』を通して、生活での悩みや毎日の活動など、個々の状況を把握できるよう努める。
- ②生徒一人ひとりが認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学年・学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。教職員同士が協力し、分かる授業を推進させ、生徒の達成感、成就感を育てる。また、行事等を通して生徒の自己実現・自己有用感を高められるよう努める。
- ③道徳の授業や学級活動、また野外活動・トライやるウィーク・福祉体験等などの体験コミュニケーション活動を通して、命の大切さを伝え、豊かな心を育てる。
- ④保護者や地域の方々へオープンスクールを利用し、現在の中学校の様子を知ってもらう。保護者会やPTAの各種会議等でいじめの持つ問題性や家庭教育の大切さを理解してもらい、協力を得る。

4、いじめの早期発見について

- ・生活ノートを活用し、担任と生徒が安心して相談できる関係作りに努める。
- ・アンケート調査等を活用し、生徒の人間関係や学校生活の悩み等の把握に努める。
- ・教育相談週間を定期的に設定し、生徒が担任に対し悩みを相談できる時間の確保をする。
- ・教員がチャンスカウンセリングを意識して行い、日常の生徒の様子を見守る。
- ・様子に変化が感じられる生徒には積極的に声かけを行い、安心感を持たせる。

5、いじめの早期対応について

①正確な実態把握

- ・いじめを受けた生徒・保護者の心情に留意しながら慎重に事実確認を行う。場合により、周囲の生徒や保護者など第三者からも情報を得て正確に把握する。
- ・複数の教員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

②生徒への指導・支援

- ・いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除くように努める。
- ・いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分におこなうなかで「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を持たせる。
- ・保護者と具体的な対策、今後の学校との連携方法を話し、学校・家庭の協力のもと解決を図る。
- ・登下校や休み時間等の見守り体制を整備する。
- ・状況によっては教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンター、学校支援アドバイザー、スクールソーシャルワーカーと連携して対処する。

③その後の対応

- ・継続的に支援や指導を行い、必要であればスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て、心のケアにあたる。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営ができるよう努める。

6、特別な支援を必要とする生徒への配慮

- ・特別支援に在籍する生徒、もしくは通常学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応には十分配慮する。また、個々の生徒を尊重する教育の推進のため、特別支援学級と通常学級との交流を進める。

7、インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について、保護者に協力を依頼する。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

8、保護者・地域との連携

- ・朝のあいさつ運動や校区内のパトロール、地域の行事への参加など保護者・PTAの組織等と連携して行う。
- ・保護者、地域へ学校のいじめの現状や取り組みを発信するとともに家庭や地域での協力・見守りを依頼する。

9、関係機関との連携

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性や、情報モラル教育を積極的にすすめるため、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を図る。
- ・犯罪行為等が認められたときには、警察や少年サポートセンター、法務局等と連携した対応を行う。

10、いじめ事案への対処について

- ・人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、指導の記録をきちんと取る。
- ・いじめられた生徒を見守るため、教職員で情報を共有し、解決に向け組織的に支援を行う。
- ・いじめた生徒へは、いじめは許さないという毅然とした指導を行い、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- ・教育委員会事務局に事実関係を報告する。

11、重大事態への対処

- ・重大事態が発生した際は、教育委員会事務局に迅速に報告する。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握する。
- ・いじめを受けた生徒および保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、情報を提供する。

12、その他

- ・学校評価においては、年度ごとの取り組みについて、生徒・保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。
- ・この基本方針は本校の状況に応じて、伊川谷中学校いじめ問題対策委員会において点検・見直しをすすめ、適切に改訂を行う。